

愛知県警察運転免許試験場整備等事業「実施方針」に関する質問・回答

本文

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
1	維持管理業務	2		1	(1)	オ	(ウ)	b	経常修繕と記載がありますが、どの程度の修繕を想定されているのかお教えてください。	要求水準書(案)の第4・5 点検・保守・経常修繕業務を参照してください。
2	維持管理業務	2		1	(1)	オ	(ウ)	b	積算に際し参考とさせていただきたいので、現在の委託状況をご提示願います。(委託業務名、契約先、直近3年間の各業務の委託費)	開示する予定はありません。
3	維持管理業務	2		1	(1)	オ	(ウ)	b	積算に際し参考とさせていただきたいので、現在の委託業務に関する実施項目、仕様、頻度についてご提示願います。	開示する予定はありません。
4	県が行う下記の業務との調整・協力	3		1	(1)	オ	(ウ)	d	県が行う下記の業務との調整・協力について、事業者が実施するのではなく、協力するとの理解でよろしいでしょうか。	本項に記載する県が実施する業務に協力するという趣旨です。
5	県が行う下記の業務との調整・協力	3		1	(1)	オ	(ウ)	d	県が行う下記の業務との調整・協力が記載がありますが、各業務どのような業務が想定されるかお教え願います。	例えば、下記のとおりです。 (a)(b)について、要求水準書(案)の第3・1(3)オ(イ)県が行う施設備品及び備品等の配置計画案等の作成 (c)について、要求水準書(案)の第4・8(3)ウ ごみ分別・回収業務 (d)について、実施方針の3(4)ウのモニタリングに関連する各種書類の提出
6	県が行う下記の業務との調整・協力	3		1	(1)	オ	(ウ)	d	「県が行う下記の業務との調整・協力」とありますが、具体的にどのような業務を指すのか御教示願います。	No.5の回答を参照してください。
7	施設の設計・建設期間(引渡し)	3		1	(1)	キ	(イ)		施設毎に設計・建設期間が異なりますが、引き渡しも竣工したものから部分的に行っていくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	設計・建設に係るサービス購入料	3		1	(1)	ク	(ア)		「施設完成後、県に引き渡される際に、事業契約書に定めるサービス購入料を一括して支払います」とありますが、「実施方針1(1)キ(イ)」に記載された施設の引渡し(a~b、計5回)の都度、サービス購入料が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
9	設計・建設に係るサービス購入料	3		1	(1)	ク	(ア)		「施設完成後、県に引き渡される際に、事業契約書に定めるサービス購入料を一括して支払います」とありますが、キ(イ) a～eの各施設の引き渡し毎に、当該施設に係る設計・建設業務の対価が一括して支払われるのでしょうか。(計5回支払われるのでしょうか。)それとも、「e立体駐車場、四輪発着場、外構」が引き渡される際に、設計・建設業務に係る全ての対価が一括で支払われるのでしょうか。	No.8の回答を参照してください。
10	維持管理に係るサービス購入料	4		1	(1)	ク	(イ)		維持管理期間は平成32年4月(庁舎の供用開始)が始期となっておりますが、庁舎の供用開始までの間に、四輪技能試験コースなど引渡しが完了した施設については維持管理業務を実施する必要があると思料いたします。当該施設について、平成32年4月までの期間における維持管理業務に係るサービス購入料(平成30年度分・31年度分)を、お支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	選定の手順及びスケジュール	5		2	(2)				「入札説明書等に関する質問回答の公表」が平成29年2月となっておりますが、参加資格等、参加表明書作成に関する質問については、より早い段階でご回答いただけないでしょうか。特に、代表者については、愛知県の入札参加資格者名簿登載者と法人の代表取締役が異なる場合、代表者の定義によって、所在地、印鑑等が異なります。入札説明書において、代表者の定義を明確にいただき、代表者が代表取締役ではなくて構わない場合は、委任状の可否をご指示いただくことを希望いたします。	入札説明書等に関する質問回答の公表時期は、スケジュール(予定)のとおりとしますが、質問者の意向を踏まえ、回答が整い次第公表する予定です。代表者については、愛知県建設部入札参加資格者名簿及び物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿に登録された代表者を想定しています。この場合、委任状は不要となります。
12	入札公告、入札説明書等の公表	7		2	(3)	ク			入札説明書等において、予定価格及びその内訳は公表されますでしょうか。透明性・公平性確保、並びに民間事業者の入札への参加可否判断のため、予定価格及びその内訳の公表を希望いたします。	予定価格及び上限価格を公表する予定はありません。
13	入札公告、入札説明書等の公表	7		2	(3)	ク			予定価格または上限価格をご提示願います。	No.12の回答を参照してください。
14	第2回現地見学会	7		2	(3)	コ			第2回現地見学会では第1回では見学できなかったエリア(電気室、機械室他)の見学は可能でしょうか。	ご質問の諸室を含めて見学会を実施します。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
15	応募者等の資格要件	9		2	(4)	イ			附帯事業を担当する企業は、ア応募者等の参加要件のみを満たせばよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	設計業務にあたる企業	10		2	(4)	イ	(ア)	c	設計業務を複数の企業で分担して行う場合、最低1社が当該要件を満たしていればよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	設計業務にあたる企業	10		2	(4)	イ	(ア)	c	設計業務にあたる企業の資格要件の「平成14年度以降」とは、平成14年度以降に設計業務が完了していればよく、竣工している必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	建設業務にあたる企業	10		2	(4)	イ	(イ)	d	建設業務を複数の企業で分担して行う場合、最低1社が当該要件を満たしていればよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	建設業務にあたる企業	10		2	(4)	イ	(イ)	d	受託実績は、JV工事の実績でもよろしいでしょうか。	JVの実績も対象となります。
20	工事監理業務にあたる企業	10		2	(4)	イ	(ウ)	c	工事監理業務を複数の企業で分担して行う場合、最低1社が当該要件を満たしていればよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	維持管理業務にあたる企業	10		2	(4)	イ	(I)	b	維持管理業務を複数の企業で分担して行う場合、最低1社が当該要件を満たしていればよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	維持管理業務にあたる企業	10		2	(4)	イ	(I)	b	維持管理業務の資格要件「庁舎」とはどのような施設を想定しているのかご提示願います。	庁舎とは、国又地方公共団体の事務庁舎、警察署、消防署、保健所等(宿舎、学校、病院を除く。)とします。
23	応募者の構成員等の変更	11		2	(4)	ウ			「県が認めた場合に限り～変更できるものとします」とありますが、県が認めない場合として想定される例を御教示願います。	その場合に判断します。
24	応募者の構成員等の変更	11		2	(4)	ウ			代表企業の同グループ内構成員との交代は可能でしょうか。	代表企業の変更は認めません。
25	特別目的会社の設立等	12		2	(6)	イ			特別目的会社から直接業務を委託されない企業においても特別目的会社への出資は可能でしょうか。	構成員であれば可能です。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
26	特別目的会社の設立等	12		2	(6)	1			本事業は施設整備等について一括払いを想定しているため、割賦ローンがなくプロジェクトファイナンスでの資金調達が不要と考えます。これらの考えからSPCを設立する必要性があまり感じられないため、SPCを作らない事業スキームでの提案は可能でしょうか。	国の基本方針、愛知県PFI導入ガイドラインを踏まえ、SPC(特別目的会社)を設立することとしており、SPCを設立しないことは認めません。
27	モニタリングの実施時期及び概要	14		3	(4)	ウ			基本設計・実施設計、工事施工、工事完成に関するモニタリングにおいて、ペナルティ(対価の減額)はないという理解でよろしいでしょうか。設計及び建設については、事業者は瑕疵担保責任を負うことから、ペナルティはなじまないと思量いたします。	入札説明書等にて示します。
28	土地に関する事項	16		4	(3)				「本施設の土地」には、要求水準書(案)に記載の余剰地も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	財政上及び金融上の支援に関する事項	19		7	(2)				県が申請を予定されている国庫補助金等がありますでしょうか。あるようでしたら、想定される具体的補助金名と補助金規模をご教示願います。	現時点ではありません。

愛知県警察運転免許試験場整備等事業「実施方針」に関する質問・回答

資料2 リスク分担表

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
30	周辺住民等への対応	25		2 3					過去・現在にかけて周辺住民等からクレーム等 はありましたでしょうか。	意見、要望をいただいたことがあります。
31	周辺住民等への対応	25		3					社会リスクの「周辺住民等への対応」につい て、事業者ではコントロールできない、建設期 間中の周辺道路渋滞に関するリスク(周辺住民 からのクレーム等)は、県にご負担いただけ ると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者においては、建設 工事に伴い周辺交通に影響のないように十分に 配慮してください。
32	法制度(税制度含)	25		8					消費税率の変更に係るリスクは「8 本事業の施 設整備、維持管理に影響を及ぼす法制度の新 設・変更に関するもの」に該当し、県の負担と の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	法制度(税制度含)	25		8					制度関連リスクの「法制度」について、消費 税率の変更リスクは、県にご負担いただけ ると考えてよろしいでしょうか。	No.32の回答を参照してください。
34	許認可取得	25		11					「11 事業者が取得すべき許認可の遅延に関 するもの」が事業者の負担とされていますが、 事業者が取得するものであっても、事業者の帰 責によらない事由で遅延した場合は除外され るとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等にて示します。
35	不可抗力	25		15					「想定できない第三者の行為に起因するもの」 は、民間事業者ではコントロールできないリ スクであり、全て県にご負担いただくものでは ないでしょうか。ご再考をお願いいたします。	入札説明書等にて示します。
36	測量、調査	25		21					土壌汚染が発覚した場合、土の入れ替えなどの 対応に時間を要するため、予算の確保や事業 スケジュールの遅延にもつながるので、土壌汚 染調査は先行して貴県でご対応いただきたく 存じます。埋蔵文化調査も同様の扱いとして いただきたく存じます。	事業範囲のとおりとします。
37	測量、調査	25		22					「測量、調査」について、事業者の行った調 査によって、例えば、土壌汚染、アスベスト 等が発覚した場合、これによる着工遅延、設 計変更、追加費用発生等のリスクは、県に ご負担いただけると考えてよろしいでしょ うか。	入札説明書等にて示します。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
38	敷地	26		25					予見できるものであっても想定をはるかに超える事態の場合は県負担として頂きたくお願いいたします。	入札説明書等にて示します。
39	施設・設備・備品等損傷	26		37					No37において、施設・設備の老朽化・劣化に起因するリスクは事業者の負担となっているため、広義に解釈すると大規模修繕も事業者のリスク分担になり得るため、本事業における事業者の業務範囲「経常修繕業務」と相反しかねません。よって、ここでいう事業者の負担は、「経常修繕業務範囲での老朽化・劣化の解消」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書(案)第4・5(2)業務の範囲、(3)要求水準に基づくリスク分担となります。
40	施設・設備・備品等損傷	26		37					「施設・設備の老朽化、劣化に起因するもの」は、施設運営に携わらない事業者ではコントロールできないリスクであり、事業者ではなく県でご負担いただくリスクではないでしょうか。ご再考をお願いいたします。	No.39の回答を参照してください。
41	エネルギー	26		42					「施設設計・施工に起因するもの」として想定されるエネルギーに係るリスクとは何でしょうか。県が施設運営を行い、光熱水費を負担される本事業において、エネルギーに係るリスクは全て県が負担されるものと思量いたします。	No.32の施設の瑕疵等により、所定の性能を達成しない場合のリスク分担を規定するものです。
42	物価変動	26		46					物価変動公共工事標準請負契約約款に規定される、全体スライド、単品スライド、インフレスライドの各条項が確実に網羅されていることに加え、物価スライドの算定にあたっては入札時点からの物価上昇を基準にすること、また、1.5%の足切りの廃止、実勢価格による算定、県からの設計変更指示・要望に対する適正な清算、工期遅延に対する適切な対応をしていただきたく存じます。	入札説明書等にて示します。
43	物価変動	26		46 47					No46急激な物価変動、No47一定の範囲内での物価変動の指標をお示し願います。	入札説明書等にて示します。
44	物価変動	26		47					物価変動について一定の範囲内の物価変動に伴う経費の増減は事業者負担となっておりますが、一定の範囲内とはどのような基準にする予定でしょうか。	No.43の回答を参照してください。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
45	施設退去リスク	26		48					入札公告時に「契約終了に当たり施設からの退去により発生する費用」について、具体的にお示し頂きたく存じます。	事業者が所有又は管理する業務機械器具、仮設物その他の物件の撤去に要する費用を意味します。
46	施設退去リスク	26		48					具体的な内容を御教示願います。	No.45の回答を参照してください。